

平成30年2月市議会定例会 提出議案

| 議案種別 | 件数(件) |
|------|-------|
| 条例議案 | 2     |

No  
1

北九州市介護保険条例の一部改正について

(保健福祉局地域福祉部介護保険課)

介護保険料率を改定する等のため、関係規定を改めるもの

1 平成30年度から平成32年度までの各年度における介護保険料率の設定(第10条関係)

| 区分  | 保険料率     |
|---|----------|
| (1) 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者   | 36,540円  |
| (2) 同令第39条第1項第2号に掲げる者   | 51,150円  |
| (3) 同令第39条第1項第3号に掲げる者   | 54,810円  |
| (4) 同令第39条第1項第4号に掲げる者   | 65,770円  |
| (5) 同令第39条第1項第5号に掲げる者   | 73,080円  |
| (6) 次のいずれかに該当する者<br>ア 合計所得金額が120万円未満<br>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの         | 84,040円  |
| (7) 次のいずれかに該当する者<br>ア 合計所得金額が120万円以上160万円未満<br>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの  | 87,690円  |
| (8) 次のいずれかに該当する者<br>ア 合計所得金額が160万円以上200万円未満<br>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの  | 91,350円  |
| (9) 次のいずれかに該当する者<br>ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満<br>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの  | 109,620円 |
| (10) 次のいずれかに該当する者<br>ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満<br>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの | 127,890円 |
| (11) 次のいずれかに該当する者<br>ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満<br>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの | 146,160円 |
| (12) 前各号のいずれにも該当しない者  | 153,460円 |

(次頁に続く)

(続き)

2 指定介護療養型医療施設に係る手数料の特例の延長（付則第11項関係）

| 現行           | 改正後          |
|--------------|--------------|
| 平成30年3月31日まで | 平成36年3月31日まで |

3 手数料の新設（別表関係）

| 事務の種類                   | 手数料の金額       |
|-------------------------|--------------|
| 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査    | 1件につき63,000円 |
| 介護医療院の変更の許可の申請に対する審査    | 1件につき33,000円 |
| 介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査 | 1件につき33,000円 |
| 介護サービス情報の調査             | 1件につき19,000円 |

4 施行期日

平成30年4月1日

|         |   |
|---------|---|
| No<br>2 | 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について<br>(保健福祉局障害福祉部障害者支援課) |
|---------|---|

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、非常災害対策に係る基準を適用しない指定障害児通所支援事業者を定める等のため、関係規定を改めるもの

1 指定の要件に係る規定の整備等（第3条関係）

(1) 特定障害児通所支援の事業を行う者及び指定障害児入所施設の指定の変更に係る要件については、厚生労働省令で定める基準によることを定める。

(2) 条例に引用する児童福祉法の規定の条項ずれに伴う改正

| 現行              | 改正後             |
|-----------------|-----------------|
| 第21条の5の15第2項第1号 | 第21条の5の15第3項第1号 |
| 第24条の9第2項       | 第24条の9第3項       |
| 第21条の5の15第3項    | 第21条の5の15第4項    |

2 非常災害対策に係る基準の適用範囲の変更（第7条関係）

| 現行            | 改正後   |
|---------------|---|
| 指定障害児通所支援事業者等 | 指定障害児通所支援事業者等<br>( <u>居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者等を除く。</u> ) |

3 施行期日

平成30年4月1日